

○農林水産省令第一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十一年二月四日

農林水産大臣 羽田 孜

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項第二号中「沖大東島を含む、北大東島、南大東島及び宮古群島」を「大東諸島、宮古群島及び八重山群島」に改める。

別表二の一の項地域の欄中「沖大東島を含む、北大東島、南大東島及び宮古群島」を「大東諸島、宮古群島及び八重山群島」に改め、同項植物の欄中「及びピーマン」を「ピーマン及びマンゴウ」に改め、同表の二の項地域の欄中「沖大東島を含む、北大東島、南大東島及び宮古群島」を「大東諸島、宮古群島及び八重山群島」に改め、同表の三の項地域の欄中「大東諸島」を「北大東島及び南大東島」に、「及び久米島」を「久米島及び沖大東島」に改め、同表の四の項地域の欄中「宮古群島」の下に「八重山群島」を加え、同項植物の欄中「及びピーマン」を「ピーマン及びマンゴウ」に改める。

別表三中「ピーマンの生果実」を「四三〇四三・八度」三時間「を

「ピーマンの生果実」を「四三〇四三・八度」三時間「を

「マンゴウの生果実」を「四三〇四四度」三時間「に改め、同表

の備考の欄中10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次の一項を加える。

8 マンゴウの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり八〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。

別表四の一の項地域の欄中「沖大東島を含む、北大東島、南大東島及び宮古群島」を「大東諸島、宮古群島及び八重山群島」に改め、同項植物の欄中「マンゴウ属植物」の下に「マンゴウを除く。」を加え、同表の三の項地域の欄中「大東諸島」を「北大東島及び南大東島」に、「及び久米島」を「久米島及び沖大東島」に改め、同項植物の欄中「マンゴウ属植物」の下に「マンゴウを除く。」を加える。

別表五の一の項地域の欄中「沖大東島を含む、北大東島、南大東島及び宮古群島」を「大東諸島、宮古群島及び八重山群島」に改め、同表の三の項地域の欄中「大東諸島」を「北大東島及び南大東島」に、「及び久米島」を「久米島及び沖大東島」に改める。

附 則

この省令は、昭和六十一年二月六日から施行する。